

○経済産業省令第 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十一条第二項及び第二十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(火薬及び火工品の換算)	(火薬及び火工品の換算)

第一条の六 「略」

2・3 「略」

4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、

過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポ

リブタジエンを主とするコンポジット推進薬

であつて、原料として爆薬を使用しないもの

(以下「特定コンポジット推進薬」という。

)及びこれを使用した火工品(爆薬を使用し

ないものに限る。)については、第一項にか

かわらず、特定コンポジット推進薬(火工品

にあつては、その原料をなす特定コンポジット

推進薬)十トン(爆薬一トンに換算して第

二十三条第一項から第三項まで(三級火薬庫

第一条の六 「略」

2・3 「略」

〔新設〕

の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する(特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。)

(特定硝安油剤爆薬等の特例)

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以下「特定硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで(三級火薬庫の場合を除

〔新設〕

く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（貯蔵の区分）

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあ

（貯蔵の区分）

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあ

つては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
〔略〕	〔略〕
がん具煙火(第一条の五 第一号へ(2)に掲げるもの を除く。)その他煙火で あつて経済産業大臣が告 示で定めるもの(以下次 条において「がん具煙火 等」という。)	がん具煙火貯蔵庫
〔略〕	〔略〕

2  
4  
〔略〕

つては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
〔略〕	〔略〕
がん具煙火(第一条の五 第一号へ(2)に掲げるもの を除く。)	がん具煙火貯蔵庫
〔略〕	〔略〕

2  
4  
〔略〕

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表(2)に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表(1)に掲げる火薬として扱う。

〔表略〕

2・3 〔略〕

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。この場

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

〔表略〕

2・3 〔略〕

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。

合において、第一項の表(2)に掲げる火薬を使用した火工品であつて、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時<sup>に</sup>貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表(1)に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンを超えて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を五トンを超えて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一〜三 「略」

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下（直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であつて、直径十センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管二百個以下

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一〜三 「略」

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径六センチメートル以下の球状の打揚煙火五十個以下、直径六センチメートルを超え直径十センチメートル以下の球状の打揚煙火十五個以下、直径十センチメートルを超え直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火十個以下、二百個以下



---

下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管

無制限

---

の焰管を使用した仕掛煙火一台、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

---

---

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇

、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十個以下（その原料をなす火薬又は爆薬十グラムを超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五個以下である場合に限る。）又は発煙筒、撮影用

---

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇

、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム以下の煙火五十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラムを超え三十グラム以下の煙火三十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超え五十グラム以下の煙火五個以下又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆

---

第二十条第一項の表を次のように改める。

(1)	火薬類の種類	火薬庫の種類	
	火薬（特定コンポジット 推進薬を除く。）		
	八十トン	庫	一級火薬
	二十トン	庫	二級火薬
	五十キロ グラム	庫	三級火薬
	四百トン	庫	水蓄火薬
		薬庫	実包火
		薬庫	煙火火
		蔵庫	がん具 煙火貯庫
			導火線

備考 表中の「」は注記である。

照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）○・一グラム以下の煙火無制限

五〇九 「略」

薬（爆発音を出すためのものに限る。）○・一グラム以下の煙火無制限

五〇九 「略」

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
実包及び空包	銃用雷管	導爆線	信号雷管	工業雷管及び電気雷管	特定硝安油剤爆薬等	爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除く。）	特定コンポジット推進薬
八千万個	四億個	二千キロメートル	一千万個	四千万個	四十八トン	四十トン	四百トン
二千万個		メートル		一千万個	十二トン	十トン	百トン
六万個	四十万個	メートル	一万個	一万個	二十五キログラム	二十五キログラム	五十キログラム
						二百トン	
八千万個							

(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)
の原料用火薬及び爆薬 信号炎管及び信号火せん	火薬及び爆薬 煙火並びに煙火の原料用 四十トン	信号炎管及び信号火せん 八十トン	制御発破用コード 四百キロ メートル	導火管付き雷管 一千万個	コンクリート破砕器 四百万個	信管及び火管 二百万個
			メートル 百キロメ	万個 二百五十	百万個 一	
		ラム 百キログ	トル 三百メー	個 二千五百	一万個	三万個
五トン	五トン	五トン			万個 二十五	

(19)	(18)	(17)
導火管	導火線及び電気導火線	がん具煙火等
無制限	無制限	/
無制限	無制限	/
無制限	無制限	/
/	/	/
/	/	/
/	無制限	/
/	/	十トン
無制限	無制限	/

附 則

この省令は、公布の日から施行する。